



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

- 告示
 - 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
 - 2 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)
 - 3 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")
 - 4 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
 - 5 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 6 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
 - 7 " (")
 - 8 " (")
 - 9 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")
 - 10 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 11 " (")
 - 12 " (")
 - 13 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課)
 - 14 区画漁業の免許の内容たるべき事項等 (")
 - 15 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等 (技術調査課)
 - 16 都市計画事業の認可 (道路建設課)
 - 17 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 18 都市計画の変更 (")
- 公安委員会告示
 - 1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施
- 選挙管理委員会告示
 - 1 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 2 政治団体の解散の届出
 - 3 政治団体の収支報告書の要旨
 - 4 政治団体の設立の届出
- 公告
 - 1 使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課)

告 示

和歌山県告示第1号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年2月16日まで縦覧に供する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成21年12月16日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山県就労支援事業者機構
- 3 代表者の氏名
森下正紀
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市二番丁2番地
- 5 定款に記載された目的
本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070103134	株式会社春風会	和歌山市湊507-4	三木拓哉	春風会すなやま	和歌山市湊507-4	通所介護・介護予防通所介護	平成 21.10.17
3072300118	有限会社アイズコーポレーション	新宮市新宮7684	市村泰視	有限会社アイズコーポレーション	新宮市新宮7684	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 21.10.25
3070102474	有限会社スマイルハート	和歌山市大垣内107-1	岡田佐織	有限会社スマイルハート	和歌山市大垣内107-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 21.10.31
3071200970	有限会社久松	紀の川市貴志川町丸栖283-6	久松忠	ケアセンターアールファー	紀の川市貴志川町丸栖283-6	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 21.10.31
3071800076	有限会社ラポール	和歌山市六十谷208-26	丸山一起	ケアプランセンターチャー夢	岩出市野上野98-3	居宅介護支援	平成 21.11.30
3071800068	有限会社ラポール	和歌山市六十谷208-26	丸山一起	デイサービスセンターチャー夢	岩出市野上野98-3	通所介護・介護予防通所介護	平成 21.11.30
3072200466	有限会社テイクケアサポート	田辺市上万呂147-5	綱崎久子	テイクケアサポート	田辺市上万呂147-5	訪問介護	平成 21.11.30
3060190315	有限会社友仁	和歌山市島崎町2丁目20番地	中谷仁美	有限会社友仁フレンドホーム	和歌山市島崎町2丁目20番地	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 21.12.1
3070106202	社会福祉法人ハッピーステーション	和歌山市米屋町3番地	中井均	ハッピーステーション居宅介護支援事業所	和歌山市米屋町3番地	居宅介護支援	平成 21.12.31

和歌山県告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合には、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合には、主たる事務所の所在地〕	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3071400778	医療法人さくら会	海南市名高140-1	西願誠二	デイサービスうらら	海南市鳥居1番地1	通所介護	平成 22.1.1 〔平成 27.12.31〕

和歌山県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定

により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、
同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107325	株式会社タンデム	和歌山市湊紺屋町2丁目49番地	土橋哲	タンデムケアネットワーク	和歌山市湊紺屋町2丁目49番地	居宅介護支援	平成22.1.1 〔平成27.12.31〕
3072400835	特定非営利活動法人高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29番地	前岩登志子	ケアプランセンター塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29番地	居宅介護支援	平成22.1.1 〔平成27.12.31〕

和歌山県告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合には、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合には、主たる事務所の所在地〕	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070107333	株式会社介護ステーションオアシス	和歌山市西庄108-6-43	徳田ミエ	デイサービスオアシスⅡ	和歌山市つつじが丘2丁目6-1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.1.1 〔平成27.12.31〕
3071700250	株式会社きずな	和歌山市内原479番地の5	松田崇	デイサービスセンターほたる	紀の川市貴志川町大字北山字北谷633番地9	通所介護・介護予防通所介護	平成22.1.1 〔平成27.12.31〕

和歌山県告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120610	ウインワークス株式会社	和歌山市雑賀崎20-17番地の3	就労継続支援A型	身体障害者 知的障害者	ウインワークス株式会社	和歌山市雑賀崎20-17番地の3	平成22.1.1	平成27.12.31

和歌山県告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限

30114002 92	もなみ	海南市船尾426-2	生活介護	特定なし	社会福祉法人 あおい会	和歌山市今福二丁 目9-35	平成 22.1.1	平成 27.12.31
			就労継続支援 B型					

和歌山県告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30101206 02	(有)愛光福祉センター	和歌山市小野町3-20 コーポ小野町1階	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社愛光福祉サービス	和歌山市小野町三丁目20番地	平成 22.1.1	平成 27.12.31
30123003 01	介護センターアオ空	新宮市緑ヶ丘2-1-72	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者	配夢株式会社	新宮市緑ヶ丘二丁目1番72号	平成 22.1.1	平成 27.12.31

和歌山県告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エバグリーン薬局岩出中迫店	岩出市中迫118-3	—	山本明子	平成 22.1.1

和歌山県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
（変更前）新潟県新潟市清水4501番地1
（変更後）新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 変更年月日
平成19年4月1日
- 5 変更した理由
住居表示変更のため
- 6 届出年月日
平成21年12月15日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年1月8日から同年5月10日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コメリホームセンター吉備店
 和歌山県有田郡有田川町大字熊井475番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
 （変更前）新潟県新潟市清水4501番地1
 （変更後）新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 変更年月日
 平成19年4月1日
- 5 変更した理由
 住居表示変更のため
- 6 届出年月日
 平成21年12月15日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 有田川町産業課（有田郡有田川町大字金屋3番地）
 和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成22年1月8日から同年5月10日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第12号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 パワー和歌山インター店
 和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更しようとする事項
 （1）駐車場の位置及び収容台数
 （変更前）駐車場2か所 収容台数582台（第1駐車場433台、第2駐車場149台）
 （変更後）駐車場1か所 収容台数370台（第1駐車場370台）
 （2）駐車場の出入口の数と位置
 （変更前）7か所（第1駐車場出入口5か所、第2駐車場出入口2か所）
 （変更後）4か所（第1駐車場出入口4か所）
- 4 変更年月日
 平成22年8月16日
- 5 変更する理由
 現状の利用状況に応じた店舗計画のための変更
- 6 届出年月日
 平成21年12月15日
- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成22年1月8日から同年5月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第13号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成21年和歌山県告示第847号）の一部を平成21年12月24日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

特定区画漁業漁場計画 (魚類養殖)

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第757号	東牟婁郡串本 町須江地先	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した 標識 基点第289号 東牟婁郡串本町須江本網代の突端に設置した 標識 ア 基点第269号から 63° - 10' 1, 171mの点 イ 基点第269号から 11° - 51' 1, 753mの点 ウ 基点第269号から 43° - 31' 2, 342mの点 エ 基点第289号から 31° - 09' 420mの点 オ 基点第289号から 287° - 39' 490mの点 カ 基点第289号から 287° - 22' 190mの点 キ 基点第289号から 350° - 02' 188mの点 ク 基点第289号から 290° - 00' 122mの点 ケ 基点第269号から 61° - 38 2, 557mの点	この区域内に 106,656㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない。	告示の日から 3か月以内	告示の日か ら30日間	東牟婁郡串本 町潮岬、出雲、 串本、鬮野川、 大島、須江、 樫野	免許の日から 平成25年8 月31日まで

和歌山県告示第15号

平成22年6月1日から平成24年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）及び破産者で復権を得ないもの

イ 次の（ア）から（オ）までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

（ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（エ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（オ）（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者

オ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知

書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていないもの

ク 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ 申請する業種について、建設業法の許可を受けていない者

コ ケの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

サ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成22年1月12日から同月29日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 平成22・23年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表

オ 技術職員数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成20年10月1日から平成21年9月30日までのもの）

ケ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を

除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成21年12月1日以降のもの）

- コ 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）
- シ 申請者が法人の場合にあっては、株主・出資者調書（和歌山県入札参加申請用）
- ス 独占禁止法（昭和22年法律第54号）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- セ 不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し
- ソ 重機・資材・緊急対応関係様式集に掲げる該当書類
- タ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- チ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ツ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- テ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
 - （ア）産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - （イ）産業廃棄物処分業許可証の写し
 - （ウ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - （エ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成21年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ナ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- ニ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- ヌ 法定義務建設業者（常時雇用者数56人以上）で障害者を雇用しているものにあつては直近の障害者雇用状況報告書の写し、非法定義務建設業者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ネ 新規卒業者を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したマの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ノ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、マの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ハ 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に、法第3条第1項の許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受

けた者は、これらを証明する書面の写し

- ヒ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- フ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号 労働保険 保険関係成立届」の写し
- ヘ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- マ ウからカまでに該当する職員については、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - （ア）社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - （イ）社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - （ウ）雇用保険に加入できない場合は、平成21年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証
- ミ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」
- （3）申請書類等の作成に用いる言語等
 - ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- （4）申請書類の提出の方法
 - 郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。
- （5）申請書類の提出部数
 - 提出部数は、3部とする。
- （6）特例事項
 - 和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間
 - 資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期的競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認

定時までとする。

和歌山県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業7・7・1号城北中之島側道線
- 3 事業施行期間
平成22年1月8日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
取用の部分
和歌山県和歌山市嘉家作丁、宇治家裏、中之島字中新田、中之島字東垣内地内
使用の部分
なし

和歌山県告示第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3071	橋本市菖蒲谷 霜臺954-1の 一部、954-8	橋本市菖蒲谷 955 新谷満生	平成 21.12.18	4.30	69.20

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成22年2月17日（水）から同月19日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引） 教習指導員審査（大型二種）	教習に関する技能及び知識		

の一部、954-10の一部、956-3の一部、県道、里道

和歌山県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・4・105号日方大野中藤白線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県海南市山崎町3丁目
日方 字山崎
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市整備課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年1月8日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

教習指導員審査 (中型二種)
教習指導員審査 (普通二種)

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成22年1月12日 (火) から同月19日 (火) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験場教習所係 (電話 073-473-0110 内線 363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
紀の国政治経済同友会	会計責任者	吉川保雄	森山政次郎	平成21.10.26	政治団体	
玉西ひでよし後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市後田243-3	紀の川市藤崎341番地	平成21.11.19	政治団体	
人とまちを元気にする会	主たる事務所の所在地	新宮市橋本1-7-1	新宮市神倉2丁目5番16号	平成21.11.19	政治団体	
中村しんじ後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町神戸752	紀の川市打田1047-1	平成21.11.24	政治団体	
根来博後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市東三谷28-2	紀の川市上田井46	平成21.11.27	政治団体	
永井佑治後援会	会計責任者	切目忠男	雑賀勇	平成21.12.14	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
坂上とよし後援会	坂上東洋士	平成21.12.1	平成21.12.1
永井佑治後援会	川嶋徹治	平成	平成

		21.12.1	21.12.14
世耕弘成後援会桃山支部	山下忠男	平成21.12.15	平成21.12.15

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	
報告年月日	平成21年12月1日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	
報告年月日	平成21年12月1日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	
報告年月日	平成21年12月1日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	世耕弘成後援会桃山支部
報告年月日	平成21年12月1日	平成21年12月15日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	0
ア 前年繰越額	0	0
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	世耕弘成後援会 桃山支部	
報告年月日	平成21年12月1日	平成21年12月15日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された 交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	坂上とよし後援会	永井佑治後援会	世耕弘成後援会桃山支部	
報告年月日	平成21年12月1日	平成21年12月14日	平成21年12月15日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分				
公職の候補者の氏名				
公職の候補者に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本啓司後援会	木村孝義	山本肇	日高郡日高川町大字和佐907番地の8	平成 21.11.24
坂上とし後援会	坂上東洋士	溝上尚文	有田郡有田川町大字清水316番地2	平成 21.12.1

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成22年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

使用者委員又は労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

4 推薦書の提出期間

平成22年1月8日から同年2月17日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課